

富良野市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道要領」という。）に定めるもののほか、移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者は、道要領第5の1（1）アからエの要件を満たす者とする。この場合において、道要領第5の1（1）ア（イ）a中「道内の移住支援金を支給する市町村」、c中「転入先の市町村」及び（ウ）c中「申請者の居住する市町村」とあるのは「富良野市」と読み替えるものとし、道要領第5の1（1）ア（イ）bを「移住支援金の申請において、転入後3か月以上1年以内であること。」と読み替えるものとする（以下同じ。）。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、道要領第5の1（1）アに定める要件を満たす者のうち、道要領第5の1（1）イ～オまでのいずれかの要件を満たした者の申請に基づき、道要領第5の1（1）カの要件を満たす2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とし予算の範囲内で支給するものとする。なお、令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(予備登録及び交付の申請)

第4条 第2条に定める要件に該当し、移住支援金の申請を予定している者は、道要領第5の2（1）アに示す対象法人に就業する場合又は専門人材の場合は、就業後1か月以内に、起業及びテレワーク移住又は関係人口要件での移住をする場合は、転入後1か月以内に、道要領第5の1（1）アの要件を満たすことが見込まれ、かつ道要領第5の1（1）イ、ウ、エ又はオの要件、また、世帯向けの金額を申請する者についてはカの要件に該当することが見込まれることを確認し、「移住支援金交付予備登録申請書（別記様式第1号）」を市長に提出するものとする。

なお、予備登録申請は、富良野市が予算の執行見込をあらかじめ把握することを目的に行うものであるため、期間内に予備登録申請を行わなかった者の取扱いは富良野市が判断することとする。

2 前項の申請書を提出した者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、「移住支援金交付申請書（別記様式第2号、別記様式第2号別紙1、2）」、移住者の就業先の「就業証明書（別記様式第3号）」、「口座振込申出書（別記様式第4号）」、「承諾書（別記様式第5号）」及び本人確認書類に加え、道要領第5の1（1）アの要件を満たし、かつ道要領第5の1（1）イ、ウ又はエの要件、また、世帯向けの金額を申請する者については道要領第5の1（1）カの要件に該当することを証する書類のほか、必要に応じて、北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定に係る書類の写しを市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、移住支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付すことができるものとする。

3 市長は、移住支援金の交付を決定したときは、速やかに移住支援金の交付決定額その他決定の内容を「UIJ ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（別記様式第6号）」により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、移住支援金の交付をしないことを決定したときは、理由を付し書面により申請者に通知するものとする。

（再交付の決定）

第6条 市長は、前条第3項の通知を受けた者が、紛失等の理由により再交付を必要とするときは、「移住支援金交付決定通知書再交付願（以下「再交付願」という。）（別記様式第7号）」を市長に提出するものとする。

2 市長は、再交付願の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、「UIJ ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（再交付）（別記様式8号）」を、交付対象者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 交付決定者が、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、移住支援金の交付の申請を取下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取下げた申請に係る移住支援金の交付の決定は、その効力を失う。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、道要領第5の1（2）に該当する場合のほか、移住支援金の交付決定の内容又

はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取消すものとする。

(移住支援金の返還)

第9条 市長は、移住支援金の交付の決定を取消した場合は、交付決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項で請求する返還の額は、道要領第5の1(2)ア及びイに規定する額とする。

(事業の遂行)

第10条 交付決定者は、移住支援金の決定の内容及びこれに付した条件を順守するとともに、移住支援金の適切な使用を確認するために市長が必要と認めるときには、関係書類の提出、個人情報情報の閲覧又は立入調査等に応じなければならない。

(北海道との協力体制)

第11条 市長は、本事業の実施に当たっては、情報の共有・確認、協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

(その他)

第12条 この要綱及び道要領に定めのあるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日より前に富良野市に転入した者については、改正後の富良野市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日より前に富良野市に転入した者については、改正後の富良野市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日より前に富良野市に転入した者については、改正後の富良野市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。